

栃木県版
自転車利用環境創出ガイドライン
概要版

平成26年2月

栃木県
栃木県警察本部
宇都宮国道事務所

～はじめに～

1. 自転車施策の背景

- 自転車は、身近な移動手段として重要な役割を担っているが、交通事故全体に占める自転車関連の割合は拡大傾向である
- 健康や環境への意識の高まり等を背景に、利用ニーズが高まっている
- 栃木県においては、人口 10 万人あたりの交通事故死者数が常にワースト上位に位置し、近年、特に高齢者の自転車事故が多発している

2. これまでの取り組み

- 平成 23 年度、警察庁と連携し、有識者による検討委員会（委員長：埼玉大学 久保田教授）を開催
- 平成 24 年 4 月、同委員会は、各地域において、ハード・ソフトの取組を進めるためのガイドラインを早急に作成することを提言
- 「栃木県自転車利用環境検討会議」を設置
- 学識経験者、道路利用者、行政関係者など幅広い関係者が一体となり、栃木県における自転車量の現状や課題を整理し、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進していくことが目的
- 平成 24 年 11 月には、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、「国のガイドライン」と略記）を策定

3. ガイドライン策定について

- 本「栃木県版ガイドライン」は、国のガイドライン策定を受けて、県全体を対象とした自転車利用環境整備の方向性を示すとともに、今後、県内自治体の意識拡充や、計画策定等の支援に取り組んでいく事を目的に策定するものである

4. ガイドラインのポイント

ガイドラインの4つのポイントを以下に示す。また、各項目の内容を次のページより示す。

I. 自転車通行空間の計画

→ P 4,5

- 自転車ネットワーク計画の作成を進めるため、計画目標などの設定、自転車ネットワーク路線の選定、整備形態の選定など計画作成手順を提示
- 栃木県版では、「広域的な自転車ネットワーク」を整備するにあたり、考慮すべきソフト施策を記載
- 車の速度や交通量に応じ、車道通行を基本とした整備形態の選定の考え方、目安を提示
- 整備に当たり道路空間の【再配分や道路拡幅の可能性、速度の見直しによる整備形態の変更を検討するとともに、整備が困難な場合は整備可能な当面の整備形態、代替路の検討などの対応を提示
- 栃木県版では、自転車ネットワーク機能の早期発現のため、整備形態の考え方を拡充

II. 自転車通行空間の設計

→ P 6~11

- 自転車道、自転車専用通行帯、車道混在における設計の基本的な考え方（分離工作物、幅員、路面標示等）を提示
- 栃木県版では、自転車と自動車を車道で混在させる際の対策例を記載
- 直線的に接続するなどの交差点部における設計の考え方を示し、自動車と分離又は混在させる自転車専用通行帯の対応案を提示 等
- 栃木県版では、交差点部での二段階右折時の滞留スペース確保の対策例を記載

III. 利用ルールの徹底

→ P 12

- 以下の3つの観点から利用ルールの徹底の取組を提示
 - ・ 全ての利用者へのルールの周知（学校教育、免許証更新時等）
 - ・ ルール遵守のインセンティブ付与（児童などへの自転車運転免許証の交付、事故の危険性周知等）
 - ・ 指導取締り（悪質、危険な違反への検挙措置等）

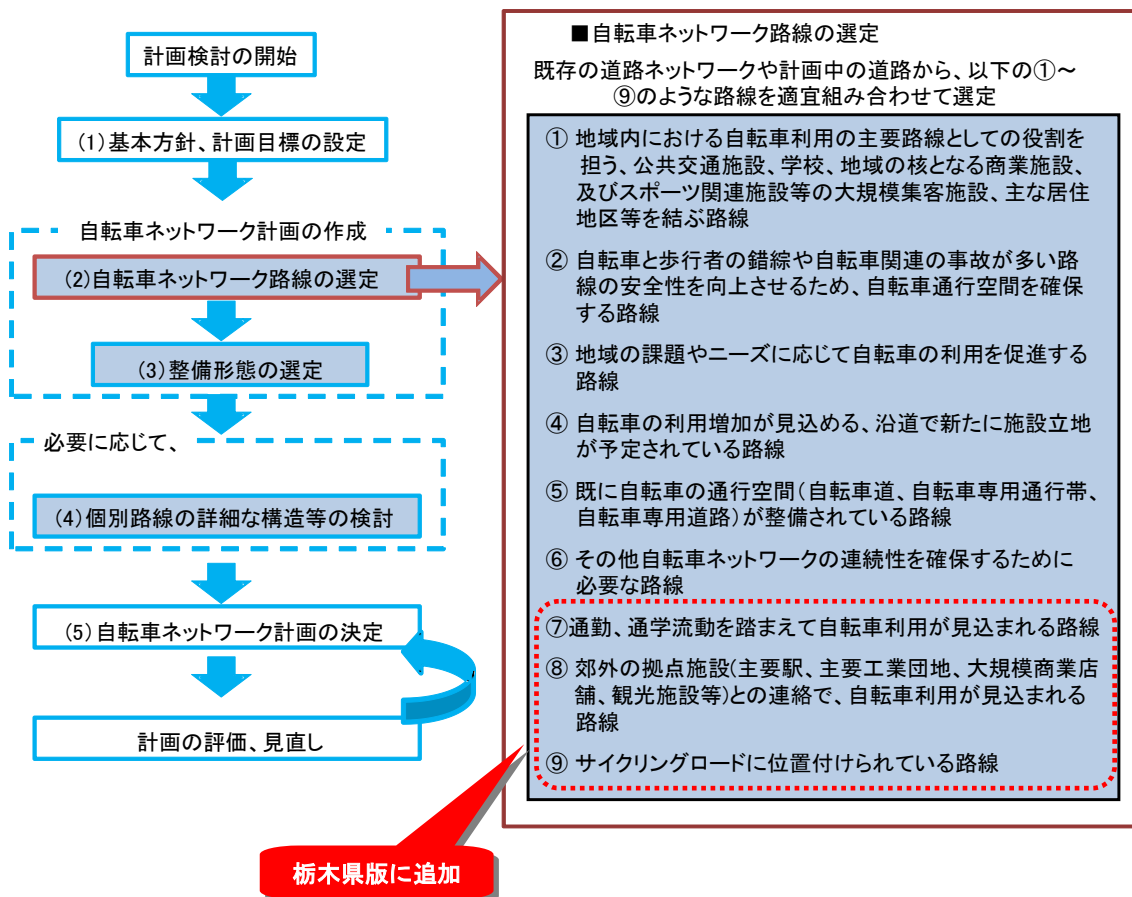
IV. 自転車利用の総合的な取組

→ P 13

- 駐停車・駐輪対策として、自転車専用通行帯区間での駐車禁止規制などの実施と取締り等の取組を提示
- 利用促進として、自転車マップ作成、レンタサイクル導入などの取組を提示

I. 自転車通行空間の計画

1.1 自転車ネットワーク計画作成手順



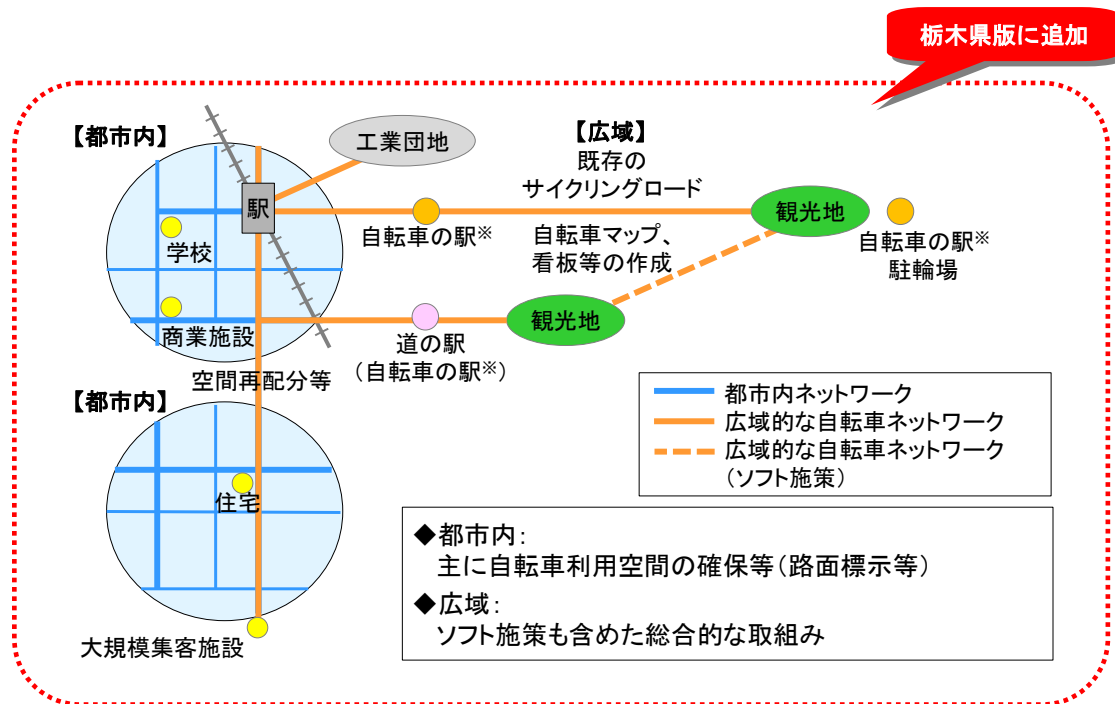
～ポイント～

☆栃木県においては、**県の特徴**※を踏まえて、自転車ネットワークを構成する路線を選定する。

※…栃木県の特徴（以下、5項目）

- ・県内各地に日本を代表する観光施設が点在している。また、各施設では駐輪場確保が課題となっていること
- ・全国有数の「ものづくり県」であり、工業団地等が県内各地に点在していること
- ・プロの自転車チームを抱え、世界的な大会の場にもなっており、多様な利用形態（利用主体・走行距離等）の自転車利用者がいること
- ・国道4号に並行し新4号国道が整備されるなど、高速道路や環状道路の整備が充実されており、大型車が都市部を迂回しやすい環境であること
- ・県内各市町の旧市街地では、幅員の狭い道路が多く存在するなど、自転車通行環境の整備が課題となっていること

1.2 都市内ネットワーク、広域的な自転車ネットワーク整備の考え方

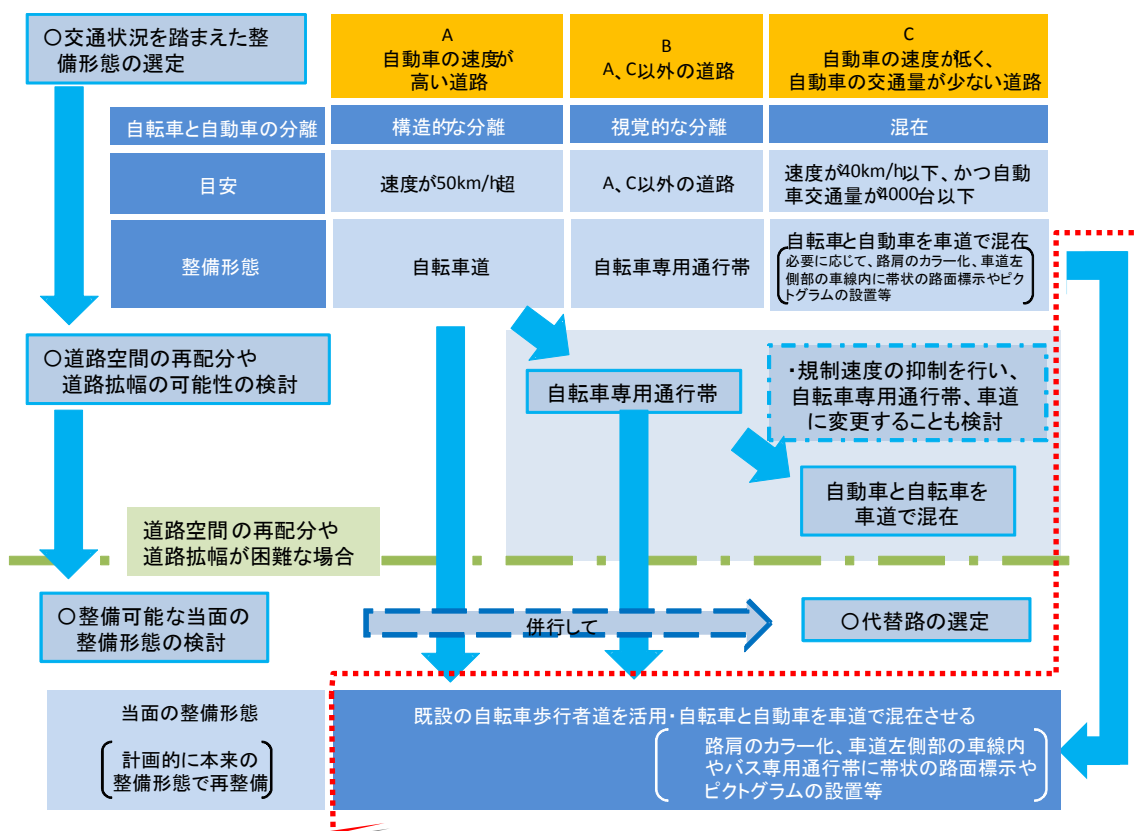


「広域的な自転車ネットワーク」の整備にあたっては、自転車・自動車の利用状況や、現在の道路状況を鑑みた場合、必ずしも路面標示等のハード施策が適切ではない場合が考えられる。そのため、「広域的な自転車ネットワーク」においては、下記のようなソフト施策も含めた整備を行うことが考えられる。

- 多様な自転車走行に応じた空間確保（空間再配分等）
- 観光地や自転車の駅までの距離・方向を示す案内看板
- 観光地の周遊を目的とした「自転車マップ」の作成
- 既存のサイクリングロードの活用（観光資源の有効活用）
- 「自転車の駅」等、サービス施設・駐輪施設の充実 等

※自転車の駅…事例として、宇都宮市では公共施設の他、市内の観光施設や民間施設（コンビニエンスストア）と協力しながら、空気入れポンプなどの貸出を行い、既存施設の機能と併せて自転車利用者をサポートする休憩スポットとして「自転車の駅」を整備している。

1.3 整備形態の選定



栃木県版に変更

～ポイント～

☆栃木県では、国のガイドラインでの記載を踏まえながら、自転車ネットワーク機能の早期発現に配慮し、どのケースにおいても当面の整備形態として、「既設の自転車歩行者道の活用」・「自転車と自動車を車道で混在」を選択可能とする。

栃木県版に追加

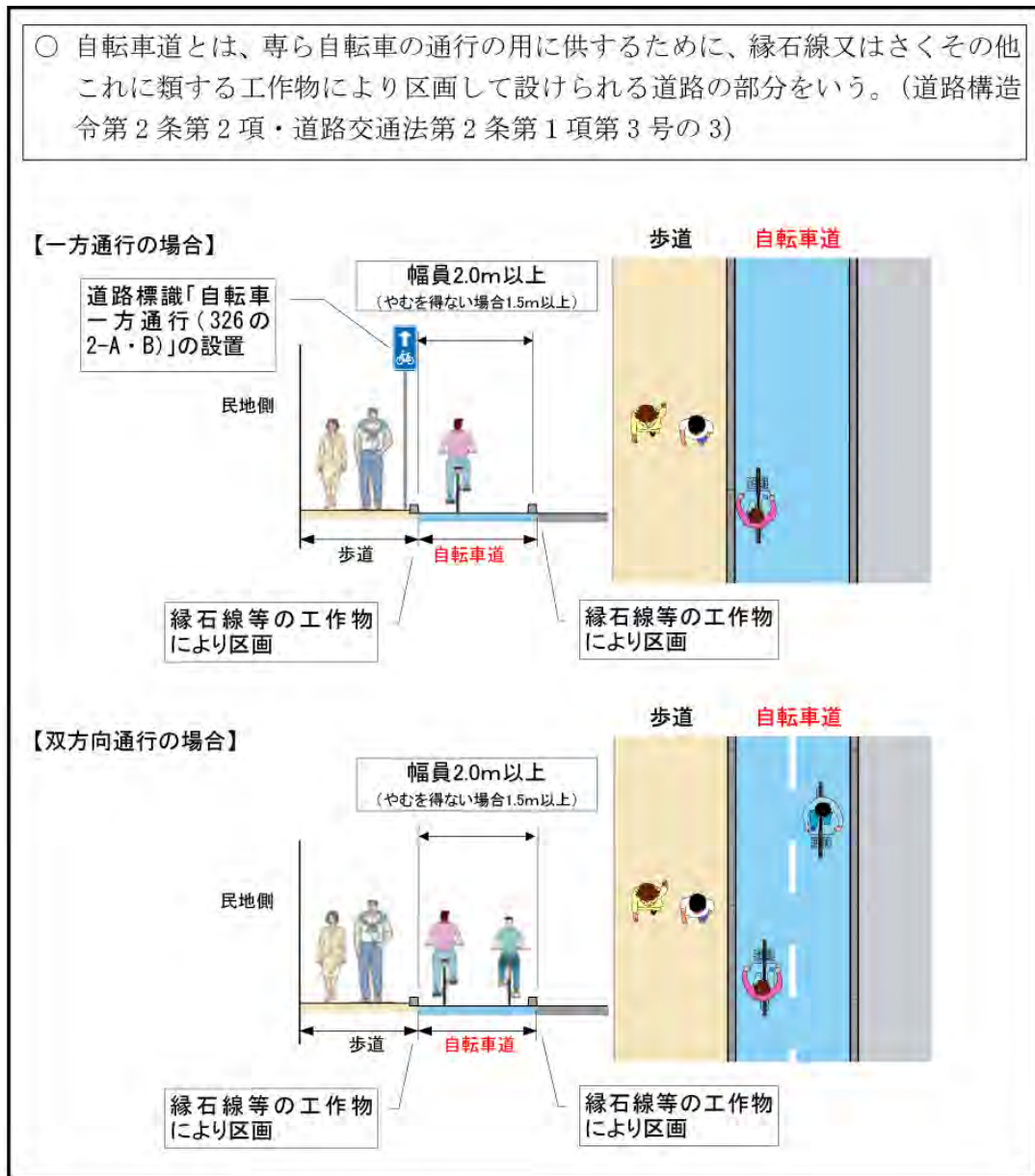
法定外の看板、路面表示の統一

○栃木県内は特に観光地が多いため、地域性を考慮し景観に配慮した色彩を採用するなど、地域内の統一的なルールについて検討を行うものとする。ただし安全性が損なわれないようにするものとする。

II. 自転車通行空間の設計

2.1 単路部の設計【整備例】

2.1.1 自転車道



2.1.2 自転車専用通行帯

【歩道のある道路】

○路側標識を設置する場合

幅員1.0m以上
(1.5m以上が望ましい)

道路標識「普通自転車
専用通行帯(327の4の
2)(路側)」の設置

民地側

歩道

自転車専用通行帯

車道

○架空標識を設置する場合

道路標識「専用通行帯
(327の4)」(オーバー・
ハング等)の設置

道路標示
「車両通行帯
(109)」の設置

民地側

歩道

自転車専用通行帯

車道

幅員1.0m以上
(1.5m以上が望まし
い)

道路標示
「車両通行帯
(109)」の設置

または

始点標識には、道路標
示「専用通行帯(109の
6)」を併設

○路面標示を設置する場合

歩道 自転車専用通行帯



道路標示「専用通行帯
(109の6)」の設置

道路標示「車両通行帯
(109)」の設置

【歩道のない道路】(路側帯のある道路)

○路面標示を設置する場合

路側帯 自転車専用通行帯

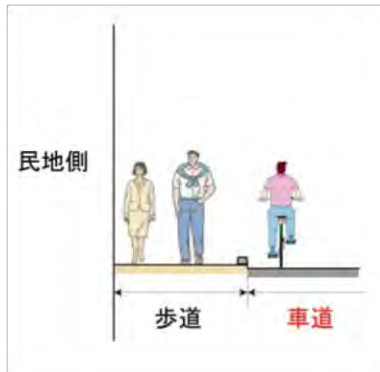


道路標示「専用通行帯
(109の6)」の設置

道路標示「車両通行帯
(109)」の設置

2.1.3 車道混在

【歩道のある道路】



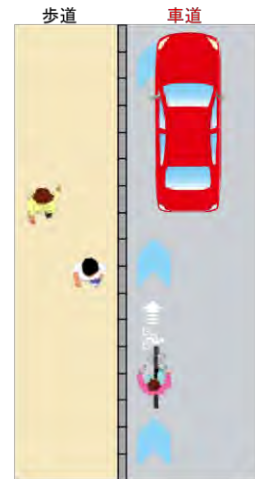
[路肩・停車帯内の対策]

・カラー化の例



[車線内の対策]

・ピクトグラムの設置例



【歩道のない道路】（路側帯のある道路）



[車線内の対策]

・帯状の路面表示例

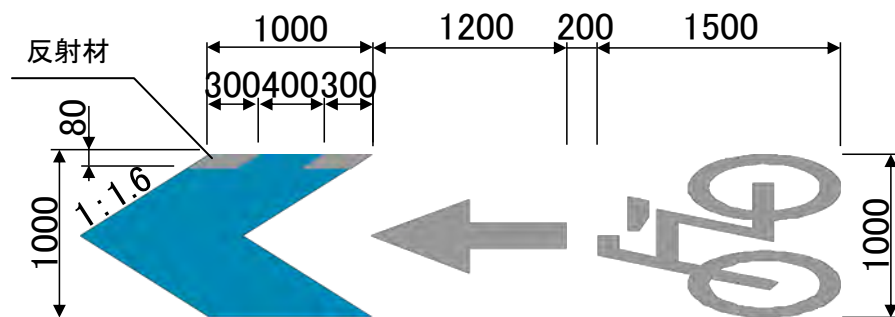


・ピクトグラムの設置例



歩道のある道路における対策

- ・参考事例として、栃木県内での対策例を下記に示す。
- 逆走防止のために矢羽根状の路面表示とし、自転車利用者・自動車利用者からの目線で矢印に見えるよう縦長（鋭角）に設置した。
- 矢羽根状の路面表示の設置間隔は、自転車利用者・自動車利用者からの視認性を考慮し、単路部では5～10m間隔、交差点部では2m間隔で設置した。
- 自転車マークは、案内用図記号（JIS Z8210）を基に、自転車利用者、自動車からの視認性を考慮し、縦長に設置した。
- 逆走防止のため、矢印を設置した。
- 色彩は、矢羽根を青系、自転車マーク・矢印を白系とした



矢羽根や自転車マークを設置した例
【国道4号・宇都宮市泉が丘町付近】

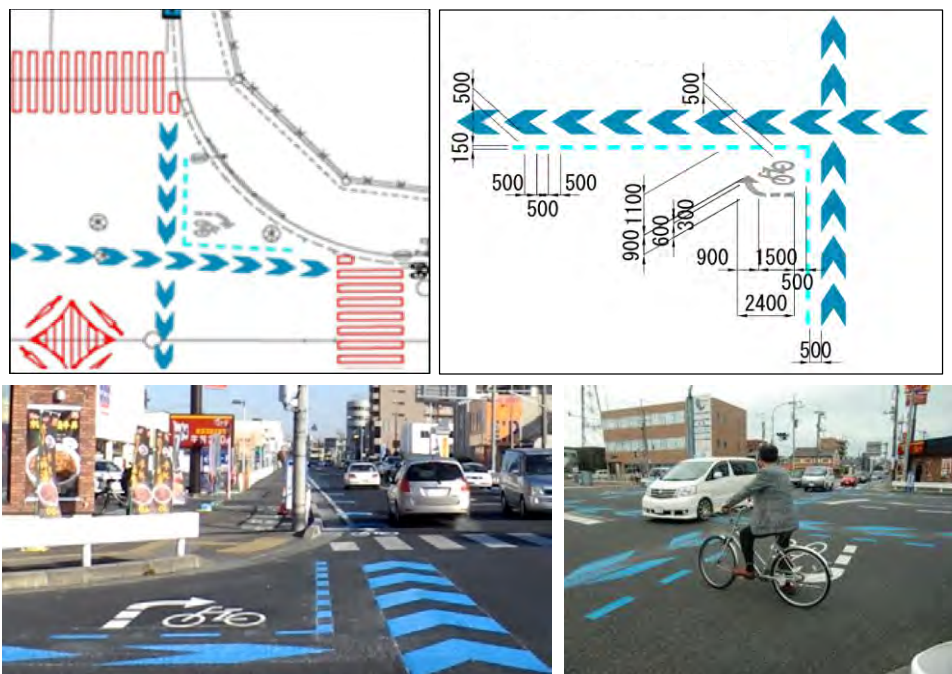
2.2 交差点部の設計【対応例】

2.2.1 交差点部の設計の基本的な考え方

二段階右折時の滞留スペースの確保

栃木県版に追加

- 交差点内の通行方法の明確化のために設置した路面表示と歩車道境界の縁石で囲まれた範囲は、自転車が二段階右折する際の交差点内での滞留スペースとなることを周知する。
- 道路が鋭角に交差している交差点では、路面表示と歩車道境界の縁石で囲まれた範囲を、右折車が通行する可能性があるため、滞留スペースの設計の際には右折車の走行軌跡等を検討することが望ましい。
- 必要に応じて、歩道を切り込むことにより、交差点内に二段階右折時の自転車の滞留スペースを確保する。



二段階右折の滞留スペースを明示した例

【国道4号・宇都宮市泉が丘町付近】

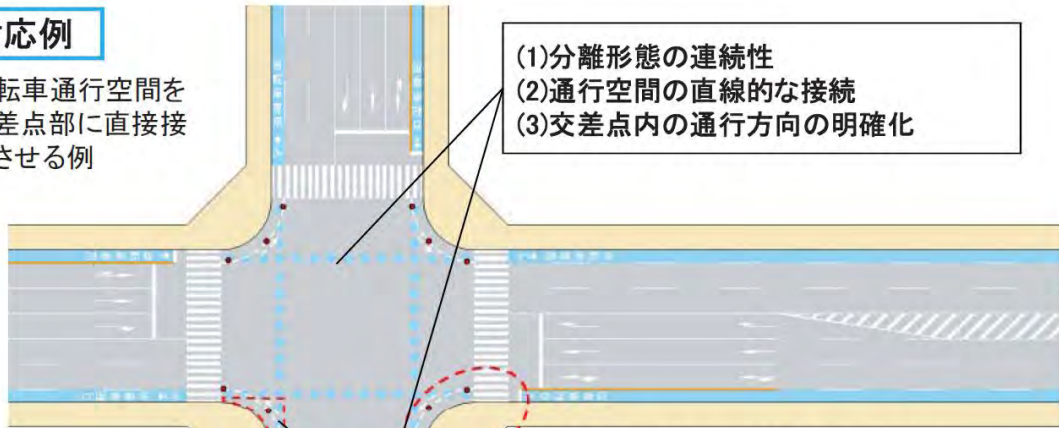
交差点部付近の視認性確保

栃木県版に追加

交差点部付近に工作物（植樹、自動販売機、看板、変圧器等）がある場合には、自動車から自転車利用者・歩行者の視認性が低下するため、交差点付近には極力工作物を設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合には、視認性を確保できるよう、工作物の設置位置や大きさに留意が必要である。また、現在交差点部付近に工作物があり、視認性が阻害されている場合には、それらの撤去を検討することが望ましい。

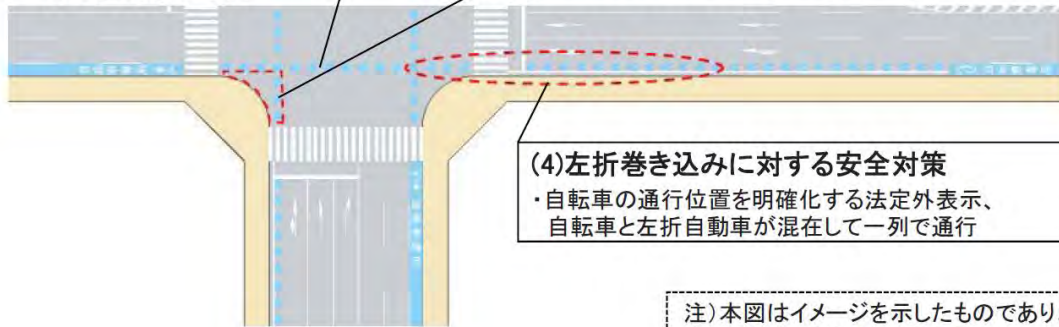
対応例

○自転車通行空間を交差点部に直接接続させる例



- (1)分離形態の連続性
- (2)通行空間の直線的な接続
- (3)交差点内の通行方向の明確化

○交差点部手前で左折自動車と混在して一列で通行させる例



- (4)左折巻き込みに対する安全対策
 - ・進路変更禁止規制
 - ・左折自動車の動線を明確にする路面標示
 - ・自転車専用信号の設置、自転車の停止位置の前出し

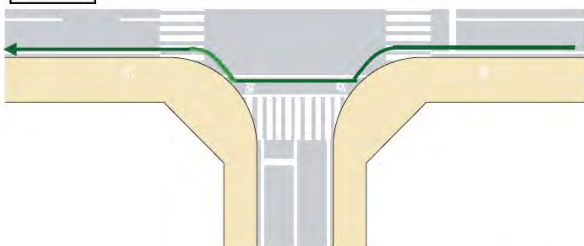
- (5)二段階右折時の滞留スペースの確保

- (4)左折巻き込みに対する安全対策
 - ・自転車の通行位置を明確化する法定外表示、自転車と左折自動車が混在して一列で通行

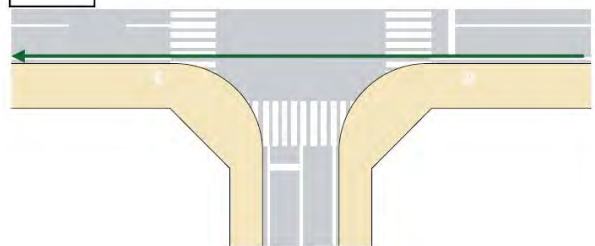
注)本図はイメージを示したものであり、全ての道路標識・路面標示等を示したものではありません

(参考)通行方法

従前



今回



— 車道を通行する自転車

Ⅲ. 自転車利用のルール徹底【概要】

3.1 自転車利用ルール徹底の一覧表

観点	概要	
1. 利用ルールの周知	○ 自転車利用の原則の徹底	・ 右側通行（逆走）禁止、歩道通行時の徐行義務の徹底
	○ 全ての道路利用者に各種機会を捉えた周知	・ 運転免許取得時や免許証更新時を活用した周知 ・ 児童、学生への自転車安全教育 ・ 交通ボランティア等と連携した街頭指導
	○ 販売店や関係団体等と連携した周知	・ 点検や整備の必要性、ヘルメット・尾灯の重要性、保険加入の重要性等の周知
	○ ルールを伝える空間整備	・ 路面表示等の視覚的な工夫や統一的運用
2. ルール遵守のインセンティブ付与	○ 遵守効果が高まる工夫	・ 児童等への自転車運転免許証の交付 等
	○ ルール遵守意識の向上	・ ルールを守らない場合の罰則や事故発生の危険性の周知
3. 交通違反の指導取締り	○ 指導取締りの積極的実施	・ 街頭活動における指導警告の積極的推進 ・ 悪質、危険な交通違反に対する検挙措置 ・ 指導取締りの活動状況の周知

利用ルールの徹底

■ 利用ルールの周知



地域の住民等と連携したチラシの配布例

■ ルール遵守のインセンティブの付与



小学校での自転車運転免許証の配布例

■ 交通違反の指導取締りの状況の例



自転車に対する指導取締り状況の例

＜参考＞平成 25 年 12 月施行の改正道路交通法

平成 25 年 12 月に施行された「改正道路交通法」において、自転車の路側帯通行は、原則として道路左側となります。

【路側帯および外側線】

歩行者の通行の用に供するため、又は車道の効用を保つため、歩道の設置されていない道路、又は歩道の設置されていない側の路肩より設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものが路側帯です。

なお、歩道が設置された道路に標示される外側線とは区分されます。

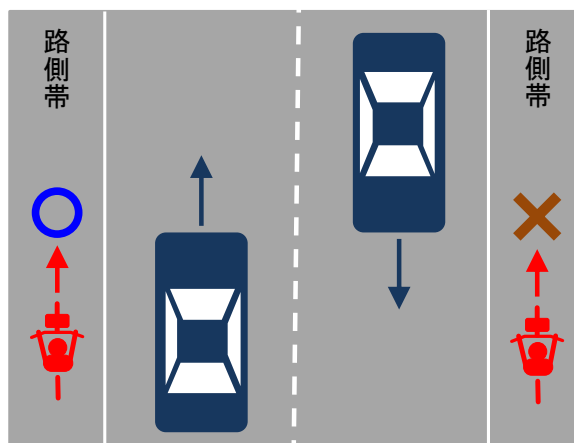


図 路側帯における自転車の通行位置

※上図は、今回の改正のみを表現しているものであり、
自転車は、車道の左側走行が原則です

【路側帯通行に関する改正内容】

これまで自転車を含む軽車両には、路側帯の進行方向に係る規定がなく、道路両側に設置された路側帯の両方向で進行できました。このため、自転車同士の接触事故の危険性が認められたほか、自転車の交通ルールが路側帯と車道では異なり、複雑なことから、施行後は左側の路側帯を通行することとなります。

【出典：栃木県警察本部】

栃木県マスコットキャラクター
とちまるくん



IV. 自転車利用の総合的な取組【概要】

4.1 自転車利用の総合的な取組の一覧表

観点		概要
1.駐停車・荷捌き車両対策	○駐停車空間の確保	・路外または路上における駐停車空間を確保
	○駐停車禁止規制の実施・違法駐停車の取締り	・自転車専用通行帯の設置区間等で、沿道状況に応じ、駐車禁止や駐停車禁止の規制を実施 ・駐車監視員活動ガイドラインにおける重点路線、重点地域の指定により取締りを強化 等
2.放置自転車対策	○駐輪場の整備	・駅周辺の自転車の需要の多い地域における駐輪場の整備（公共駐車場の活用、鉄道事業者等との協力等） ・駐輪場の分かりやすい案内 等
	○放置自転車の撤去	・放置禁止区域の指定及び放置自転車の集中的な撤去
3.自転車の利用促進	○地域の課題やニーズに応じた自転車利用の促進	・住民との協働による自転車マップの作成 ・市民参加型のスポーツイベントの開催 ・観光拠点等へのレンタサイクルの導入 等

自転車利用の総合的な取組

■駐停車・荷捌き車両対策



通勤通学の時間帯における駐停車禁止規制の実施例

■放置自転車対策



鉄道事業者と連携した駐輪場の整備例

■自転車の利用促進



自転車マップの作成・配布例

国のガイドラインとの比較

変更箇所		拡充内容	
はじめに	1.背景	栃木県の現状等を追加(p.2)	
	2.ガイドラインの位置づけ	栃木県版ガイドラインの位置付けについて説明文を記載(p.3)	
	3.栃木県における自転車利用環境の特徴	栃木県における自転車および歩行者交通量を示し、県内自転車関連事故について整理(p.4)	
	4.1 18) 用語の定義	サイクリングロードを追加(p.8)	
本論	I.自転車通行空間の計画	2.1 (1) 3) 基本方針と計画目標設定	表 I-3 栃木県における基本方針と計画目標の参考とその説明の追加(p.17) 県内に点在する観光施設や開催される自転車の大会画像を追記(p.17)
		2.2 (1) 技術検討項目	栃木県の特徴を考慮し ⑦通勤、通学流動を踏まえて自転車利用が見込まれる路線 ⑧拠点施設(主要駅、主要工業団地、大規模商業店舗、観光施設等)をつなぐ路線 ⑨サイクリングロードに位置付けられている路線の追加(p.19) 図 I-4 都市内ネットワーク、拠点間ネットワーク整備の考え方とその説明の追加(p.20) 図 I-5 将来ネットワークの作成手法のイメージ図とその説明を追加(p.21) 写真 I-3 観光地の周遊を目的とした自転車マップ(p.21) 写真 I-4 駐輪施設(p.21)
	2.3 (1) 整備形態の選定	前提条件の追加(p.23)	
	2.3 (2) 3) 整備可能な当面の整備形態の検討	栃木県の特徴を考慮し ・自転車ネットワーク機能の早期発現に配慮し、道路の状況に応じて、より早期に整備可能な形態を採用するため。 ・自転車のプロチームが存在する等、自転車が多様な使われ方(低速~中高速、利用者属性(子ども・一般・プロ)等)をされていることに配慮し、自転車利用者のニーズに応じて走行位置を選択可能とするため。の追加(p.25) 栃木県では、国のガイドラインでの記載を踏まえながら、栃木県版の整備形態の選定の考え方と分離に配慮し、自転車道が選定された場合・自転車専用通行帯が選定された場合のどちらにおいても、「既設の自転車歩行者道の活用」・「自転車と自動車を車道で混在」を選択可能とするため、図-5 交通状況を踏まえた整備形態の選定の考え方と分類に関する目安から「当面の整備形態」のみを変更した。 図1-7 栃木県版の整備形態選定の考え方と分離に関する目安の追加(p.26) 当面の整備形態で自転車歩行者道を採用した場合の配慮事項を追記(p.26)	
	2.5 (1) 2) b) 分かりやすい案内方法の検討	法定外の看板、路面表示の統一の項目に景観に配慮した色彩の採用について追記(P.32)	

変更箇所		拡充内容		
本論	Ⅱ.自転車通行空間の設計	1.2.3 (1) 歩道のある道路における対策	図Ⅱ-5栃木県内での対策例とその説明・写真を追加(p.51)	
		2.1. (5) 二段階右折時の滞留スペース	図Ⅱ-22二段階右折の滞留スペースを明示した例とその説明の追加(p.66)	
		2.1 (6) 交差点部の設計の基本的な考え方	図Ⅱ-23右折軌跡の検討例とその説明・写真を追加(p.67)	
	Ⅲ.利用ルールの徹底	1. 利用ルールの周知		冒頭「自転車の安全な通行や高齢者・障がい者を含めた歩行者の安全確保のため・・・」に変更(p.100)
				利用ルールの周知に自転車利用者に本来義務付けられている手信号の意味及び方法を周知することが望ましい。の加(p.101)
				事例Ⅲ- 2全国交通安全運動における自転車の利用ルールを街頭指導している事例(宇都宮市)を追加(p.101)
				事例Ⅲ- 3ヘルメット着用を周知するポスターを追加(p.102)
				事例Ⅲ- 4通行ルールを示す看板を設置している事例を追加(p.104)
				事例Ⅲ- 8「自転車安全利用キャンペーン」を通じた自転車の安全な利用を呼び掛ける事例【提供：栃木県】(p.105)
				事例Ⅲ-11地元プロスポーツチームによる自転車安全教室(ウィーラースクール)の事例(p.106)
				事例Ⅲ- 13シミュレーターを活用した事例(p.107)
		2. 利用ルール遵守に関するインセンティブの付与	事例Ⅲ- 19 高齢者を対象として自転車運転免許証を交付している事例(栃木県)(p.111)	
	Ⅳ.自転車利用の総合的な取組	参考	平成25年12月改正道路交通法の解説(p.115)	
		2. (1) 自転車マップの作成・配布	事例Ⅳ- 12自転車ルートや観光スポット、自転車の駅などを周知している事例を追加(p.124)	
		2. (4) 自転車通勤の推進	事例Ⅳ- 17 サイクルイベントを開催している事例を追加(p.127)	
		2. (3) サイクルイベントの開催	事例Ⅳ- 21 エコ通勤に使える定期券やバスカードを紹介する事例を追加(p.129)	
		2. (5) 1) サイクルステーションの設置		栃木県の現状等を追加(p.130)
				事例Ⅳ- 22 サイクルステーションを整備している事例(宇都宮市)を追加(p.130)
				事例Ⅳ- 23 サイクルステーションで利用できる工具類の事例(宇都宮市)を追加(p.130)
		2. (5) 4) 自転車利用環境の向上	高級自転車向けの駐輪施設の整備の追加(p.133)	
	事例Ⅳ- 27 施設に隣接して駐輪施設を整備している事例を追加(p.133)			
参考	栃木県の役割分担を追記。(p.135)			